

【訂正情報】

商品コード：110-9381

ISBN：9784800593818

2026-2027年版【公式】食生活アドバイザー®2級テキスト&問題集

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2025年11月28日現在】

更新日	刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓本文					
2025. 11.28	1	337	下から6行目	なお、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールは、従来リサイクルが行われていたという理由により、法律の対象から除外されています。	なお、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールは、従来リサイクルが行われていたという理由により、 一定規模以上の事業者に課される再商品化（リサイクル）義務 の対象から除外されています。
↓別冊「模擬問題の解答と解説」					
2025. 11.28	1	26	6章問題15の解説	容器包装リサイクル法対象の製品としては、「ガラスびん」「ペットボトル」「紙製容器包装」「 <u>プラスチック製容器包装</u> 」がある。	容器包装リサイクル法において、 一定規模の事業者のリサイクル義務が課される 製品としては、「ガラスびん」「ペットボトル」「紙製容器包装」「 <u>プラスチック製容器包装</u> 」がある。